

令和6年5月14日

お客さま各位

八丈島農業協同組合

業務代理組合にかかる標識について

標記につきましては、「デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律」の施行に伴い、当組合の信用事業の業務代理に関する標識を以下のとおりお示しいたします。

今後とも変わらぬご愛顧を賜りますよう、よろしくお願ひいたします。

●認可内容

業 務 代 理 組 合 認 可 票

東京都信用農業協同組合連合会 代理事業

農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編

及び強化に関する法律第42条第3項の許可に係る業務の代理

認可番号 関東財務局長（業代）第1号

農林水産大臣（業代）第1号

八丈島農業協同組合

東京都信用農業協同組合連合会

以 上